

(3) 認可教育・保育施設以外を利用中(利用予定含む)のきょうだいがいる場合

きょうだいが利用している施設が次のB施設に該当する場合は、届出書の提出をお願いします。

きょうだいが①～⑦のいずれかを利用している《A施設》	手続
①保育園（所）、②認定こども園、③小規模保育事業所、④事業所内保育事業所、⑤家庭的保育事業所、⑥居宅訪問型保育事業所、⑦施設型給付の対象となる幼稚園（新制度に移行した幼稚園）	手続は不要です。
きょうだいの中に⑧～⑳のいずれかを利用している子どもがいる《B施設》	
⑧施設型給付の対象でない私立幼稚園、国立幼稚園等（※1）、⑨企業主導型保育事業所、⑩特別支援学校幼稚部、⑪里親、⑫助産施設、⑬乳児院、⑭児童養護施設、⑮障害児入所施設、⑯児童発達支援センター、⑰児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）、⑱児童自立支援施設、⑲児童発達支援、⑳医療型児童発達支援、㉑放課後等デイサービス	「同時利用軽減届出書（きょうだい利用）」(⑧～㉑の在園証明がなされたもの)の提出が必要です。（※2）

※1 インターナショナルスクール等の認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く)や民族学校等、満3歳未満の私立幼稚園への通園(2歳児接続保育事業等)は対象外であるため、届出の必要はありません。

※2 届出書の提出が必要な対象施設・事業及び届出様式については、京都市情報館に掲載しています。

(注) 同一の子どもがA施設とB施設の両方を利用している場合は、届出の対象外となります。

(4) 収入の減少・災害等に伴う減免制度

生計中心者の失業や疾病等による大幅な収入減少や災害等により資産を損失した場合等で、利用者負担額(保育料)を支払うことが困難になった場合について、減免となる場合があります。要件や申請方法については、お住まいの地域の区役所・支所に御相談ください。